

○函館市火災予防条例第54条の2第1項に規定 する^{とう}洞道等の指定について

昭和61年10月1日
消防本部告示第3号

函館市火災予防条例（昭和48年函館市条例第18号）第54条の2第1項の規定により火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして指定する洞道，共同溝その他これらに類する^{とう}工作物（以下「洞道等」という。）は，通信ケーブル等の敷設，改修工事または，維持管理のため，通常，人が出入することのできるもののうち，次に掲げるものとする。

- (1) ^{とう}洞道その他これらに類する地下の工作物（以下「地下の工作物」という。）でその長さの合計が50メートル以上のもの
- (2) 共同溝（共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）第2条第5項に規定する共同溝をいう。以下同じ。），共同溝に接続する^{とう}洞道および地下の工作物
- (3) 前2号に掲げるもののほか，特に必要と認める^{とう}洞道等

